

議案第 36 号

埼玉県内の医療機関等における現物給付の実施等に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて

埼玉県内の医療機関等における現物給付の実施等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

埼玉県内の医療機関等における現物給付の実施等に伴う関係条例の整備に関する条例

(和光市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 和光市乳幼児医療費助成に関する条例（昭和 48 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(助成の方法)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、<u>埼玉県内の医療機関等が対象乳幼児に対して現物給付を実施する場合には</u>、当該医療機関等の請求に基づき、前条の規定による助成の額を当該助成対象者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(受給者の登録)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受給者は、<u>対象乳幼児が医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。</u></p>	<p>(助成の方法)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、<u>対象乳幼児が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には</u>、当該医療機関等の請求に基づき、前条の規定による助成の額を当該助成対象者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(受給者の登録)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受給者は、医療機関等において、<u>医療を受けようとする場合は、医療機関等に、被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給資格証を提示しなければならない。</u></p>

(和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該

改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(受給者証の交付) 第5条(略) 2(略) 3 <u>受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)</u>は、<u>対象者が医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。</u></p> <p>(支給の範囲) 第6条 市は、受給者が支払った一の医療機関等における対象者ごとの療養に係る一部負担金のうち、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額を超える額に相当する医療費を支給する。</p> <p>(1)・(2)(略) 2(略) (支給の方法) 第7条(略) 2 前項の規定にかかわらず、市長は、<u>埼玉県内の医療機関等が対象者に対して現物給付を実施する場合には、当該医療機関等の請求に基づき、医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>3(略)</p>	<p>(受給者証の交付) 第5条(略) 2(略)</p> <p>(支給の範囲) 第6条 市は、<u>受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)</u>が支払った一の医療機関等における対象者ごとの療養に係る一部負担金のうち、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額を超える額に相当する医療費を支給する。</p> <p>(1)・(2)(略) 2(略) (支給の方法) 第7条(略) 2 前項の規定にかかわらず、市長は、<u>対象者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、当該医療機関等の請求に基づき、医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>3(略)</p>

(和光市子ども医療費助成に関する条例の一部改正)

第3条 和光市子ども医療費助成に関する条例(平成22年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(子ども医療費助成の方法) 第6条(略) 2 前項の規定にかかわらず、市長は、<u>埼玉県内の医療機関等が対象子どもに対して現物給付を実施する場合には、当該医療機関等の請求に基づき、子ども医療費を当該対象子どもの受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>3(略)</p>	<p>(子ども医療費助成の方法) 第6条(略) 2 前項の規定にかかわらず、市長は、<u>対象子どもが市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、当該医療機関等の請求に基づき、子ども医療費を当該対象子どもの受給資格者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>3(略)</p>

<p>(受給資格証の提示)</p> <p>第7条 受給資格者は、対象子どもが医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>当該医療機関等に</u>受給資格証を提示しなければならない。</p>	<p>(受給資格証の提示)</p> <p>第7条 受給資格者は、対象子どもが医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>医療機関等に、被保険者証、組合員証又は加入者証及び</u>受給資格証を提示しなければならない。</p>
--	---

(和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正)

第4条 和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和52年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>当該医療機関等に</u>受給者証を提示しなければならない。</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、<u>埼玉県内の医療機関等が受給者に対して現物給付を実施する場合には、一部負担金を受給者又はその保護者に代わつて当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに、</u>受給者証を提示しなければならない。</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、<u>受給者が、市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金を受給者又はその保護者に代わつて当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の和光市乳幼児医療費助成に関する条例第5条第2項の規定は、令和4年10月診療分から適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第7条第2項の規定は、令和5年1月診療分から適用する。
- 4 第3条の規定による改正後の和光市子ども医療費助成に関する条例第6条第2項の規定は、令和4年10月診療分から適用する。
- 5 第4条の規定による改正後の和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例第8条第2項の規定は、令和4年10月診療分から適用する。

令和4年6月9日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費支給事業、子ども医療費助成事業及び重度心身障害者医療費支給事業の埼玉県内の医療機関等における現物給付の実施等に伴い所要の改正を行いたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。